

山田地域づくり協議会 会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、山田地域づくり協議会（以下「本会」という）と称し、事務所は山田交流センター（南砺市大塚 60 番地）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、山田地区住民相互の交流と親睦、及び地域の振興と発展を図り、住民が強い絆で結ばれ、楽しく心豊かに暮らせる地域をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農業及び地域資源を生かした産業を維持・振興する、活力ある地域づくりに関すること。
- (2) 共に支えあう、福祉体制を充実した、健やかな安らぎのある地域づくりに関すること。
- (3) 生涯学習やスポーツ・文化活動を通じて、心豊かに楽しく暮らせる地域づくりに関すること。
- (4) 自然環境の保全と、防災体制を充実した、安全で安心な地域づくりに関すること。
- (5) 教育環境の整備と、子育て支援を充実した、子供たちが将来に羽ばたける地域づくりに関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 本会は、山田地区住民を会員とする。

(組織)

第5条 本会は、役員、事務局、及び総会、運営委員会、自治会連絡会、地域連絡会から構成される。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1名 副会長：1名
- (2) 部会長：各部会1名 副部会長：各部会1～2名 部会委員：各部会若干名
- (3) 自治会連絡会長：1名 同副会長：1名 同委員：全自治会長
- (4) 運営委員 第8条(4)に記載される役職者相当数
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務の統括と執行に当たる。
副会長は、会長を補佐し、会長が不在時にはその職務を代行する。
- (2) 部会長は、部会を代表し、部会務の統括と執行に当たる。
副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在時にはその職務を代行する。
部会委員は、部会事業の計画策定及び推進に当たる。
- (3) 自治会連絡会長は、自治会連絡会を代表し、連絡会務の統括と執行に当たる。
同副会長は、会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。

同委員は、自治会連絡会必要事項の審議及び推進に当たる。

(4) 運営委員は、予算、決算、事業計画などを審議する。

(5) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長は、運営委員会において推薦し、総会で承認する。

(2) 部会長、副部会長、自治会連絡会長、同副会長は、会長が推薦し、総会で承認する。

(3) 部会委員は、部会長が推薦し、総会で承認する。

(4) 運営委員は、会長、副会長、部会長、副部会長、自治会連絡会長、同副会長、地域づくり支援員、事務局長及び事務局員をもって充てる。

(5) 監事は、自治会長の互選による。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第10条 本会は次の部会を設置し、第3条に定める事業の計画策定および推進に当たる。

(1) 総務企画部会

(2) 健康福祉部会

(3) 生涯学習部会

(4) 防災安全環境部会

(5) 子育て教育部会

2 部会は、部会長、副部会長及び部会委員で構成される。

(自治会連絡会)

第11条 本会は自治会連絡会を設置し、各自治会間の必要事項の審議、及び各自治会と各部会との連絡調整に当たる。

2 自治会連絡会は、自治会連絡会長、同副会長、同委員で構成される。

(事務局)

第12条 本会の事務局に次の職員を配置する。職員は会長が任命する。

(1) 事務局長(山田交流センター管理者): 1名

(2) 事務局員(地域指導員): 若干名

(事務局の任務)

第13条 事務局の任務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、本会全体の庶務・会計等の事務処理、関連施設の維持管理、広報活動、関係機関及び諸団体との調整並びに事務局員の指導監督等を行う。

(2) 事務局員は、前項に示す事務局長業務全般の補佐、及び各部会の庶務・会計等の事務処理を行う。

(総会)

第14条 総会は、本会の役員、地域連絡会構成員及び各自治会から選出された総代をもって構成し、年1回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時に召集することができる。

議長は、会長又は会長が指名したものが行う。

2 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他、本会の事業及び運営に関する重要事項

3 総会は、本条第1項に定める構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により議決される。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、第8条(4)に定める役員及び事務局で構成し、必要に応じて会長が招集し、議長は会長又は会長が指名した者が行う。

2 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業計画の進捗及び予算の執行状況
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他重要事項

(地域連絡会)

第16条 地域連絡会は、市議会議員、顧問、民生・児童委員、各種団体長、会長、副会長、部会長、副部会長、自治会連絡会長、同副会長、自治会長、地域づくり支援員、事務局長及び事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長は会長又は会長が指名した者が行う。

2 地域連絡会は、地域全般に亘る重要事項について意見交換を行う。

(経理)

第17条 本会の経費は、地域づくり協議会会費、地域づくり交付金、助成金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 地域づくり協議会会費の徴収基準については、総会において決定する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会において別に定める。

附則

1. 第14条に示す総代は、原則として10戸当たり1人の割合で各自治会から選出される。
2. 第16条に示す各種団体長は、寿福会長、成人クラブ会長、消防団分団長、防犯協会地区代表、交通安全協会地区支部長、農協理事、東部小育友会地区代表及び吉江中PTA地区代表とする。
3. 第16条に示す顧問は、会長が任命するもので、若干名を置くことができる。
4. この会則は、令和2年4月15日から施行する。